

平成 25 年(2013 年)4 月 8 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL (011) 728-2111

「保険で家を修理しませんか」との勧誘によるトラブルにご注意下さい！

「火災保険を使えば、家を無料で修理出来る」と言われたが本当か、「家の老朽化もプロが診断すれば自然災害になる」と説明を受けたが不審だなど、損害保険を使った住宅修理に関する相談が増加（下図参照）しております。

破損の原因が雪害等の自然災害であれば、火災保険等の契約内容により、補償の対象となる可能性があります。経年劣化等による自然損傷の場合には補償の対象とならないので注意が必要です。

その他にも当センターの消費生活相談室には、代金を前払いしているのに工事が着工されない。高額の手数料を取られた。説明が不審だったので解約したいと伝えたら高額な解約料を請求されたなどの相談が寄せられております。

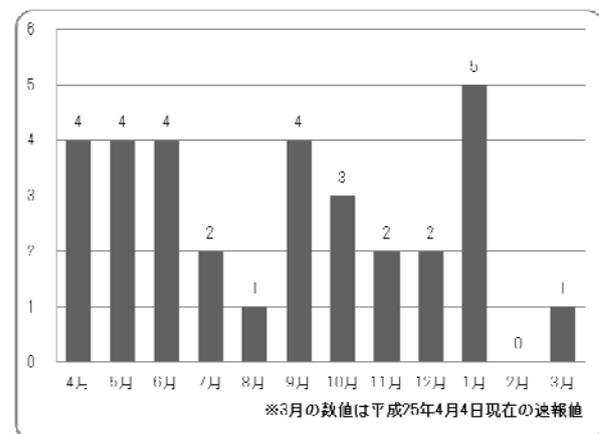
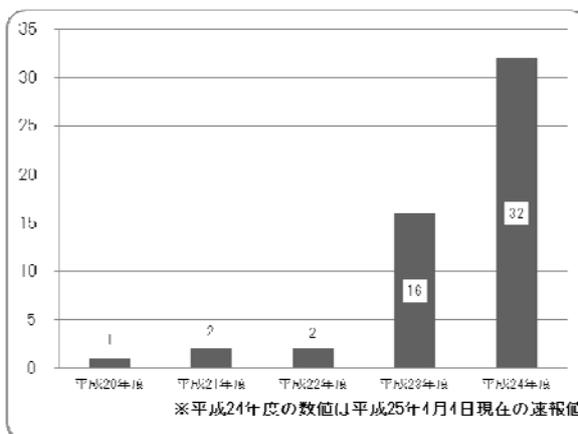
今冬は降雪量が多く、雪による家屋の損傷も見受けられ、同様の相談が増加することが予想されることから消費者被害の未然防止・拡大防止のために情報提供いたします。

図1：年度別相談件数の推移

単位：件

図2：平成24年度月別相談件数の推移

単位：件



札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 破損原因が雪害等の自然災害であれば、保険の補償の対象となる可能性がありますが、経年劣化が原因であれば、保険の補償の対象とはなりません。ご自身で契約している保険会社に契約内容を確認すること。
- (2) 工事を依頼する際には複数の事業者から見積もりを取り、価格やサービスが適正であるかどうか比較し、検討すること。
- (3) 不審に思うことがあれば消費者センターへ相談すること。

札幌市消費者センター消費生活相談室TEL728-2121。受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。ただし、面接相談は午後4時30分まで。

1 相談事例

- (1) 保険会社の手続代行もしているという事業者から「火災保険を使ってリフォームしないか」と勧誘され、契約したが、参考までに他業者から見積もりを取ると、当該社の見積額の半額だった。当該社に高額な理由を尋ねると「仲介手数料が含まれている」と説明された。仲介手数料が高額すぎるので不審に思っている。

(受付：2013年1月 相談者：30歳代 女性)

- (2) 1年前に「火災保険を利用するとお金をかけずに家の修理が出来る」という電話勧誘を受け、屋根の雨漏りの修理を依頼した。工事が終わってからも雨漏りが直っていなかったため、何度も苦情を伝えているが対応されない。対処法を教えてください。

(受付：2012年12月 相談者：50歳代 女性)

- (3) 「火災保険で家の修理費用が出る」と勧誘され、見積りを依頼すると300万の金額を保険会社に申請するという。見積額が高すぎるので不審に思い、工事を依頼しないと工事代金の3割を見積調査費の名目で請求された。当該社とは見積調査費についての契約を交わしていないが、支払う必要はあるのか。

(受付：2012年9月 相談者：40歳代 女性)

- (4) 「保険で家を修理しませんか。」と電話勧誘があったので、「築40年近くの家なので老朽化によるもので、保険が適用にならない不具合しかない」と伝えたが、「プロが診断すれば、老朽化も自然災害で保険適用になる場合があるので、是非診断させてほしい」と言われた。診断では保険適用になる等、虚偽の説明をし、工事代金を請求する手口なのでと不審に思ったので情報提供したい。

(受付：2011年12月 相談者：60歳代 女性)

- (5) リフォーム事業者の訪問を受け、「損害保険を使えば家の修理を無料で出来る」と勧誘された。本当に保険で修理出来るのか。

(受付：2011年12月 相談者：70歳代 男性)